

タイ個人旅行者（FIT）を対象とした近畿東中央部地域への  
誘客プロモーション事業委託業務 仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症収束後の海外旅行需要の回復期には、少人数での旅行や個人での旅行割合が増加するなどの旅行ニーズの変化が想定されることから、当事業では、これらの変化（アフターコロナのニューノーマル）を想定し、個人旅行者をターゲットに、三重県における安心・安全な旅行をPRし、タイからの訪日旅行者の回復に向けて取り組む。

また、名古屋－大阪ルートの周遊旅行において利便性の高い鉄道パスである「近鉄レールパス」及び「近鉄レールパス・プラス」（以下「パス」という。）のプロモーションを併せて行い、パスの利用促進及び三重県への鉄道を利用した個人旅行者の増加を図る。

2 契約期間

契約日から令和3年3月31日（水）まで

3 業務内容

（1）在日インフルエンサー等の招請によるオンラインプロモーションの実施

タイ現地において強い影響力を持つインフルエンサー等を日本国内から招請し、三重県の認知度向上、コロナ収束後の誘客につながるような動画を制作し、制作した動画を活用したオンラインプロモーションを実施すること。

招請時期、撮影候補、行程、プロモーション内容等は、企画提案書をもとに関係者と協議のうえ決定し、実施すること。

なお、行程には、「伊勢志摩地域における観光コンテンツ」及び「近鉄電車」の撮影を必ず入れること。

【概要】

ターゲット：高・中所得者層のタイ人訪日リピーター

日 程：令和3年2月頃（滞在1泊2日又は2泊3日）

※詳細の日程については、被招請者等と調整のうえ決定する。

被招請者：インフルエンサー等を1組（個人で活動している場合は1名）以上招請すること

動画制作：取材を基に8分以上の動画を1本以上制作すること

手配事項：撮影許可等の撮影や編集に係る手配、被招請者及び撮影クルー等  
宿泊、通訳手配等招請に必要な一切の手配を行うこと。

## (2) その他

- ・撮影や編集に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。
- ・仕様書に記載のない事項は、近畿東中央部F I T促進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度実行委員会と協議のうえ対応すること。

## 4 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出すること。報告書とは別に、制作した動画をDVD等の電子媒体に収録して、提出すること。

なお、成果物の二次利用については、受託会社と実行員会で協議を行い、利用することとする。

### (1) 報告書記載事項

- ・インフルエンサー等の招請の概要等
- ・制作した動画の内容等
- ・オンラインプロモーションの成果等

### (2) 納品期限 令和3年3月31日（水）

### (3) 提出先 近畿東中央部F I T促進事業実行委員会事務局（三重県雇用経済部観光局海外誘客課内）

## 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

## 7 その他

### (1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を実行委員会と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

### (2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

### (3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に実行委員会の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

### (4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、実行委員会において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとします。

### (5) 留意事項

ア 本事業により制作された制作物の著作権は、実行委員会に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、実行委員会が本業務及び本業務終了後に無

償で使用及び翻訳する権利を有するものとします。

- イ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ウ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - （ア）断固として不当介入を拒否すること。
  - （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - （ウ）委託者に報告すること。
  - （エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上